住所　東京都武蔵野市桜堤２丁目８番55―716号
孫暁萌　昭和49年５月19日生
住所　東京都西東京市柳沢５丁目14番17―707号
陳忠　昭和43年６月17日生
陳令佳　平成12年12月13日生
住所　静岡県富士市吉原１丁目５番４号
マルガレッテ・カズコ・ケンモツ　昭和46年12月５日生
住所　名古屋市南区豊田２丁目25番８号
金美乃里　平成元年５月20日生
住所　三重県四日市市楠町北五味塚1950番地４
洪京華　昭和47年５月18日生
住所　三重県四日市市西日野町53番地１
洪寿華　昭和49年８月16日生
住所　三重県亀山市みどり町17番地３
洪季華　昭和57年２月26日生
住所　愛知県額田郡幸田町大字横落字長根88番地１
ミチカ・フクニシ・イケナガ　昭和37年６月15日生
アレシャンドレ・マサキ・イケナガ　平成９年４月16日生
住所　東京都世田谷区玉川１丁目７番９―401号
金善惠　昭和40年11月20日生
住所　東京都板橋区稲荷台７番１号
李雅仁　平成４年12月24日生
住所　東京都北区赤羽１丁目36番11―501号
張暁燕　昭和46年12月１日生
住所　東京都文京区白山５丁目22番11―306号
権律子　昭和54年２月19日生
住所　東京都調布市国領町８丁目２番地９
高佳保里　昭和56年10月26日生
住所　京都市伏見区深草下川原町１番地１
金君江　昭和34年12月13日生
住所　京都市南区東九条南石田町108番地14
襖善嗣　昭和49年７月23日生
住所　京都市左京区上高野仲町４番地
金美和　昭和39年３月27日生
李玲香　平成７年１月13日生
住所　京都市下京区西木屋町通七条上る新日吉町124番地３
朴美智　昭和59年10月24日生

○外務省告示第六十八号

次に掲げる各国の政府は、平成四年六月五日にリオデジャネイロで作成された「生物の多様性に関する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

平成二十一年七月二十八日

イラク共和国
ソマリア連邦共和国
南スーダン共和国

平成二十一年九月十一日
平成二十六年二月十七日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

平成二十一年十月二十六日

イラク共和国
ソマリア連邦共和国
南スーダン共和国

平成二十一年十二月十日
平成二十六年五月十八日
（平成二十一年八月六日付け、同年十月十四日付け及び平成二十六年二月二十八日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年三月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第六十九号

次に掲げる各国の政府は、平成十二年一月二十九日にモントリオールで作成された「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

モロッコ王国
ウルグアイ東方共和国
ジャマイカ

平成二十三年四月二十五日
平成二十三年十一月二日
平成二十四年九月二十五日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

モロッコ王国
ウルグアイ東方共和国
ジャマイカ

平成二十三年七月二十四日
平成二十四年一月三十一日
平成二十四年十二月二十四日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の議定書の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

アンゴラ共和国
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ギニアビサウ共和国
ソマリア連邦共和国
バーレーン王国
レバノン共和国
アフガニスタン・イスラム共和国
イラク共和国
アラブ首長国連邦

平成二十一年二月二十七日
平成二十一年十月一日
平成二十二年五月十九日
平成二十二年七月二十六日
平成二十四年二月七日
平成二十五年二月六日
平成二十五年二月二十日
平成二十六年三月三日
平成二十六年九月十二日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

アンゴラ共和国
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ギニアビサウ共和国
ソマリア連邦共和国
バーレーン王国
レバノン共和国

平成二十一年五月二十八日
平成二十一年十二月三十日
平成二十二年八月十七日
平成二十二年十月二十四日
平成二十四年五月七日
平成二十五年五月七日

○厚生労働省告示第四十八号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）第二十五条の十六第一号、第二号及び第三号（第二十八条の二第三項及び第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三の表清研―11の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表清研―18の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第六の表貯研―22の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表貯研―42の項の次に次のように加える。

貯研―43	（貯水槽清掃作業従事者研修） 規則第二十八条第五号ロに規定する研修	一般社団法人建築物貯水槽水道衛生管理協会	長野県長野市大字北長池字南長池境二〇五八番地三	平成二十六年四月二十五日
貯研―44	（貯水槽清掃作業従事者研修） 規則第二十八条第五号ロに規定する研修	一般社団法人西日本飲料水管理協会	福岡県福岡市南区清水二丁目六番十四号	平成二十六年四月二十五日
貯研―45	（貯水槽清掃作業従事者研修） 規則第二十八条第五号ロに規定する研修	一般社団法人富山県ビルメンテナンス協会	富山県富山市安養坊八十六―四	平成二十六年七月一日
貯研―46	（貯水槽清掃作業従事者研修） 規則第二十八条第五号ロに規定する研修	群馬県貯水槽管理協同組合	群馬県高崎市柴崎町一一七二番地三	平成二十七年一月八日